

2020年2月17日

新型コロナウイルス感染拡大の影響による
中国華南地域の企業の操業・生産再開にかかる
報告・登録手続きについて

中国各地では、2020年2月10日から春節（旧正月）明けの企業活動が徐々に再開されています。1月20日、国家衛生健康委員会は、新型コロナウイルスによる肺炎を乙ランクの伝染病と認定し、甲ランクに該当する感染防止対策を取ることを明確にしました。それ以降、中国全国31の省・市で、国家公共突発事態総合緊急対応策1級が発動され、国務院による春節休暇の2月2日までの延長通知が出された後、各地の人民政府による企業活動再開の延期に係る通達が次々と出されました。ここでは、全国の再開時期のうち、広東省、福建省、広西チワン族自治区、海南省政府が公布した企業の操業・生産再開に関する報告・登録手続きについて説明します。

<本文の概要>

- 一、全国の再開時期
- 二、企業の再開に関する報告登録手続き

一、全国の再開時期

- 1. 国務院による春節休暇の再開時期：2月3日（月）
- 2. 以下の25の省・市・地区が更なる再開時期延長を発表
 - ・2月10日（月）再開（特定業種以外の一般企業）
上海市、重慶市、浙江省（温州市を除く）、広東省、江蘇省、雲南省、山東省、福建省、安徽省、江西省、貴州省、黒竜江省、河北省、河南省、遼寧省、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区、陝西省、山西省、吉林省、湖南省
 - ・2月15日（土）再開
新疆ウイグル自治区の石河子地区
 - ・2月17日（月）再開
温州市（浙江省）
 - ・2月21日（金）再開
湖北省
 - ・未定・別途通告：天津市
- 3. 以下の3つの省市が在宅勤務や時差通勤など弾力的労働時間管理を採用
 - ・北京市：2月10日の前に弾力的労働時間管理
 - ・四川省：各企業が自ら弾力的労働時間管理
 - ・海南省：弾力的労働時間管理を企業にアドバイス
- 4. 以下の5つの省は、延長時期を公布していない（国務院の通知通り2月3日再開）
チベット、青海省、新疆（石河子を除く）、寧夏省、甘肅省

二、企業再開に関する報告登録手続き

1. 広東省

広東省政府が公布した「企業の営業再開及び学校開講の時期に関する通知」には、特定業種以外の一般企業に対し、2月9日（日）24時以前に企業営業を再開する場合、関連情報のタイムリーな報告を要求しています。

2月10日以降の企業の営業再開について、2月6日（木）、広東省政府が「新型コロナウイルスによる肺炎の対応に関する企業の操業再開・生産再開支持に関わる若干の政策措置」を公布しました。

企業の操業再開・生産再開に関する政府の要求は、以下の通りです。

- 各地方政府が責任の主体を強化し、担当者を指定して企業の活動再開の準備作業を指導して、疫病予防の基準を満たすことを前提に企業活動を再開させる。
- 活動再開の保障案を具体化させ、1社ごとに個別の応策で従業員、特に技術者の出勤問題を解決し、マスク・防護服・消毒用品・体温測定器などの感染予防物資の購入問題解決に協力する。
- 従業員の健康管理を支援する。大型企業による集中隔離場所の設置を奨励する。省級以上の開発区（ハイテク区、経済開発区、工業園区）の管理委員会による統一的な集中隔離場所の設置を奨励する。設置条件を備えていない中小企業に対しては、現地政府が集中して手配する。

・広東省政府「企業営業再開及び学校開講の時期に関する通知」

http://www.gd.gov.cn/gdywdt/gdyw/content/post_2879851.html

・広東省政府「新型コロナウイルスによる肺炎の対応に関する企業の操業再開・生産再開支持に関わる若干政策措置」

https://mp.weixin.qq.com/s/BK_HoOQ5aIn98378Dq0Qhw

<広東省各地の営業再開の報告登録手続き>

(1) 深セン市

2月3日、深セン市が2月10日以降の企業の営業再開に関する報告・登録制度実施の通告を公布し、2月5日に各区が報告・登録の手続きのマニュアルを公布しました。2月10日以降に再開する企業に対して事前の報告・登録制度を実施するのは、広東省において、深セン市が初めてです。

・深セン市の2月10日以降の企業の営業再開に関する報告・登録制度実施の通告

https://mp.weixin.qq.com/s/2K-ApsbjQht1A_AS68HUQ

・各区の報告・登録手続きに関する通告

https://mp.weixin.qq.com/s/l3jQrX9qBjxoyyEqtWx_vA

【企業の営業再開の条件】

- ① 感染防止・コントロール体制の完備
- ② 従業員の健康状況・直近14日間の主な行き先などの情報確認管理
- ③ 隔離施設と感染防止用物資の手配完了
- ④ 内部管理体制の完備

【企業の営業再開の報告登録手続き】

- 企業は営業再開の5日前に（一部の区は3日前）、従業員数に基づき、企業所在地の感染防止指揮部署に報告登録を行う必要があります。
 - ・従業員数 300人以上の企業：会社所在地の区レベルの感染防止指揮部署
 - ・従業員数 300人以下の企業：会社所在地の「街道」の感染防止指揮部署
- ※建築・交通・水道等の市政府が管理する工事は、建設企業が市建設主管部門に申請する。

- 政府部門は報告書類を受理して 5 日以内に現場検査を行い、合格すれば、再開通知書を発行します。報告せずに営業再開した企業は処罰されます。

2月5日に深センのニュースとして、報告せずに勝手に営業再開した企業が処罰された実例が報道されました。

2月7日に深セン市新型肺炎防疫指揮部弁公室の担当者に電話にてヒアリングしたところ、原則上、報告書類の受理日から 5 日以内に検査を実施し、検査に合格した企業が再開通知書を取得すれば、再開可能です。詳細な報告登録手続きについて、企業所在地の担当部署にヒアリングするようにとの回答でした。

各区政府部署にヒアリングしたところ、多数の申請を受理しているため、現地検査を行うのは時間がかかる様子。休暇期間中に、担当者が出社し事前報告登録手続きを行っている企業がありますが、2月10日以降、社内の防護施設を完備して報告備案を完了した上で、17日に営業再開を予定している企業が多いです。

(2) 広州市

「企業の安全や秩序を保つ営業再開の管理強化に関する通告」（穗防控弁〔2020〕13号）
（広州市予防指揮部弁公室 2月7日公布）

https://mp.weixin.qq.com/s/FCICGcdSXHk2_poICwhw2A

【営業再開の企業分類】

- ① 全力で再開を保障する企業
 - インフラ関係（水道、ガス、電気、通信、公共交通、環境保護、市政衛生等）
 - 疫病予防コントロール関係（医療機械、薬品、防護品生産運輸と販売等）
 - 生活必需品関係（スーパー、食品生産、物流配送等）
 - その他市民生活、香港・マカオへの供給と密接に関わる業種
 - 特殊な事情により業務再開が急遽必要な関連企業
- ② 営業再開を慎重に確認する企業
 - 卸売市場（農産物の卸売市場を除く）
 - 映画館、劇場などの娯楽施設
 - 各種博物館、美術館、展示会場等
 - 観光地、旅行会社等の文化旅行業及び経営者
- ③ 積極的に穏当な営業再開を推進する企業
上記①②を除いた営業再開の条件を満たす企業

【企業営業再開の条件】

- ① 感染防止・コントロール体制の完備
- ② 従業員の健康状況・直近 14 日間の主な移動先などの情報確認管理
- ③ 隔離施設と感染防止用物資の手配完了
- ④ 内部管理体制の完備
- ⑤ 感染防止・コントロールに関する宣伝・研修の完備

特に、内部管理の完備について、広州の通告には、オフィス・宿舍の通風や消毒・衛生管理等のほか、原則上、必要に応じて企業の閉鎖管理と弾力的な勤務体制を要求しています。毎日の体温測定、時差出勤、ネット勤務、電話会議、分散しての食事などの措置を奨

励します。

【企業営業再開の報告登録手続き】

再開の条件を備えた前提で、再開前、企業所在地の区のマニュアルによって、ネットを通じて報告書類の提出により報告・登録します。事実を正確に申告しない場合、信用喪失として懲戒を受けます。基準要求に合致せずに予防コントロールの重大リスクが生じた或いは感染者が出た場合、法的責任を追及します。

●天河区が公布した「広州市天河区企業への営業再開の告知書」

http://www.thnet.gov.cn/thdt/tzgg/qtgg/content/post_5657073.html?from=groupmessage&isappinstalled=0

●黄浦区が公布した営業再開の報告登録関連手続き

<https://mp.weixin.qq.com/s/gZEITXGLF9Thb5ZVEl612w>

2月10日、広州日報の報道によりますと、国家級開発区である広州開発区の所在地である黄浦区では、営業再開の報告登録結果によって、営業を再開した企業（2月10日以前に営業している企業も含む）は1,224社あり、10日～15日に再開を予定している企業は区の全体の65%を占めます。約10万人が勤務に戻ります。

(3) その他都市

【東莞】

「春節後の企業の営業再開と従業員使用に関する通告（第1号）」（2月5日公布）

http://www.dg.gov.cn/ztlm/yqfk/dgzxd/content/post_2794220.html

【中山】

「企業の安全や秩序を保つ営業再開の管理強化に関する通告」（中山市肺炎予防指揮部、2月7日公布）

<http://www.zsnews.cn/news/index/view/cateid/166/id/634513.html>

【珠海】

「企業の安全や秩序を保つ営業再開の管理強化に関する通告」（珠海市肺炎予防指揮部弁公室、2月8日公布）

https://mp.weixin.qq.com/s?src=11×tamp=1581392709&ver=2151&signature=MO1XNk3*Pzz*CVvIwR-OysP1sJeZDOMGfBpWYmFgfcCfm0EFV1866*gkEzFnNU-t1VOhQ2iZzxh1SiwY7hLFupIAGNFqboL8l589APq3WDrZyiOjit2UevN8CV6KBPIG&new=1

【江門】

「新型コロナウイルスによる肺炎の予防・コントロール作業に関する告知書」（江門市肺炎予防指揮部弁公室、2月4日公布）

http://www.jiangmen.gov.cn/home/tzgg/content/post_1978637.html
https://www.sohu.com/a/370867917_161795

2. 福建省

2月2日に福建省は春節後の企業稼働再開に関する会議を開催し、「4つのゲート」と銘打って新型コロナウイルスの予防・コントロール対策を実施しています。「4つのゲート」とは、①福建省への進入通路、②社区と村、③企業・組織機構、④家庭と個人という4つの方面への管理を指します。

企業・組織機構への管理に対して、2月6日、福建省人民政府が『福建省における新型コロナウイルスによる肺炎の対応に関する「6つの安定」作業の若干措置』を公布し、各類型の企業稼働再開を後押しします。関連措置には、具体的な報告登録制度の実施は明記されていません。

<http://m.fj.china.com.cn/p/403283.html>

一部の地方では、福州市倉山区が企業稼働再開の報告登録と審査制度を公布しました。

- 特定業種以外の一般企業は2月14日24時前に再開できない。
- 再開の3日前に申請し、審査に合格しないと再開できない。

<https://mp.weixin.qq.com/s/zZzYeHYo63ZDxmCb-gv4eA>

3. 広西チワン族自治区

2月8日に自治区政府が企業操業再開に対して4号令を公布しました。厳しい報告登録審査制度は実施されていません。

法令の主要内容は以下の通りです。

- 企業は操業再開の前に、「公共スペースの新型コロナウイルスによる肺炎の衛生防護ガイドライン」に基づき、事前にオフィス、生産工場、食堂、化粧室等の公共スペースと従業員が集合する場所の施設や設備などを全面的に消毒防疫する必要がある。勤務時間に定期的にオフィス、操作エリア、廊下、エレベーター等の重点区域の消毒防疫を行い、責任者を明確にして記録する必要がある。
- 再開の前に、従業員の健康状況、外出状況、宴会参加状況などの統計を確認する。出勤時の体温測定、記録観測、異常が出た場合の隔離観察・政府へのタイムリーな報告・指定医療機構への受診。
大型企業による集中隔離場所の設置、自治区級以上の開発区は管理委員会が集中隔離場所を設置。条件のない中小企業が現地政府により設置された集中隔離場所を利用する。

4. 海南省

2月9日、海南省人民政府が「海南省における厳格な防疫作業の徹底及び企業生産営業再開を助力する7つの措置に関する通知」を公布し、防疫の強化と安全の確保を前提として、企業の生産営業再開を助力するために、7つの措置が制定されました。

<http://www.hainan.gov.cn/hainan/yqfkzzzzxxx/202002/7e5feaea163946219bb694582bfbbd0d.shtml>

まずは、防疫と企業生産営業再開の関係を正確に処理することが要求されました。

- 感染予防と安全を前提として、企業の生産営業再開の主体责任を徹底し、企業の再開を促進する。
- 海南省における各級の政府、部署は重点を強調し、類別区分で措置を採用する。
- 現時点で再開条件を満たせないプロジェクトに対しては、前期作業をもれなく遂

行する。再開条件を満たすプロジェクトに対しては、可能な限り早く開始する。建設中のプロジェクトは可能な限り早く再開し、工事を継続する。

その他の支援措置は、以下の通りです。厳しい再開報告審査制度は実施されていません。

- 再開前の医学観察と隔離場所設置の支援
- ワーカーの短期研修の強化
- 原材料の供給の確保
- 防疫物資の保障
- 現場の防疫指導
- ワーカーの隔離期間に与える生活補助

2月11日に開催した国務院常務会議において、李克強首相は、疫病予防と同時に経済運行の調整強化と供与の確保を強調し、安全で秩序ある企業の操業再開の推進、特に医療防疫物資生産企業の再開支援、従業員の勤務回復の指導、民間企業と零細企業への支援などを明確に要求しました。

当日、国務院が開いた企業の営業再開に向けた作業状況を説明する会見で、国家発展改革委員会（発改委）の担当者は、一部の地方政府が企業の営業再開に際して審査制度を設けていることについて、「審査制度など単純で乱暴な手段で企業の操業再開を制限することは固く禁じる」と明言し、既に審査制度などを導入している地方政府に改善を命じたことを明らかにしました。

発改委は、長期的な経済や社会の安定からすべての企業が早期に経営活動を正常化させることが重要と強調し、一方で感染拡大が深刻化している地域、また防疫関連以外の企業には再開を遅らせることも認める柔軟な姿勢を示しました。

今後、各地方政府が地域ごとの感染状況や業種によって柔軟に再開を求めることになると思います。

以上

本情報の収集・翻訳はジェットロ中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業として、以下プラットフォームコーディネーターが作成し、ジェットロ広州事務所が校正した。

●水野商務諮詢（広州）有限公司
麦 静儀 総経理
広州市天河北路 233 号中信広場 38 楼 3806D 室

●ジェットロ広州事務所
広州市天河北路 233 号中信広場 2602 室
電話：020-8752-0060